

袖ヶ浦市物価高騰対策農業者緊急支援金事業の概要

1. 事業の概要

肥料、飼料、燃油等物価高騰による影響を緩和し、農業経営の安定化を図るため、市内に住所を有する農業者を対象に、令和4年中の農業収入額に応じて支援金を給付します。

(1) 対象者（袖ヶ浦市物価高騰対策農業者緊急支援金給付要綱第2条抜粋）

対象者は、次の要件のいずれにも該当する個人又は法人です。

- ①市内に住所を有すること（法人にあっては、市内に事務所又は事業所を有すること）。
- ②申請時点において農業を営んでおり、かつ、引き続き市内で農業を継続する意思を有すること。
- ③袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有さず、若しくは支配を受けていないこと。
- ④市税の滞納がないこと。

(2) 支援金の額

支援金の額は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの農業収入金額に応じ、次のとおりです。

農業収入	支援金の額
1億円以上	300,000円
5,000万円以上1億円未満	200,000円
3,000万円以上5,000万円未満	150,000円
1,000万円以上3,000万円未満	100,000円
500万円以上1,000万円未満	50,000円
100万円以上500万円未満	30,000円

※新規就農者、認定新規就農者の収入下限はありません。

※新規就農者は令和5年1月1日からの収入になります。

（新規就農者…500万未満＝3万円 認定新規就農者…1000万未満＝5万円）

(3) 提出書類

- ①袖ヶ浦市物価高騰対策農業者緊急支援金給付申請書
（住所、氏名、同意書欄の氏名のみご記入ください）
- ②袖ヶ浦市物価高騰対策農業者緊急支援金給付請求書
（住所、氏名、振込先口座のみご記入ください）
- ③令和4年分農業収入が確認できる書類（確定申告書の写し及び収支内訳書、申告決算書の写し、または令和5年度市民税・県民税申告書の写し）

※法人にあつては、直近事業年度の決算書の写し

※新規就農者は、農業経営の実態（販売伝票、肥料、飼料等の購入伝票等）が確認できる書類の写し

※認定農業者で、令和5年8月に実施した支援制度で申請された方につきましても、制度が異なるため、再度書類の提出をお願いします。

④振込先口座の通帳の表紙の写し

※令和4年度、令和5年度に実施した支援制度で申請された方につきましては、お振込口座の変更がなければ通帳の写しは不要です。

なお、提出後、内容によりその他必要となる書類を求める場合があります。

(4) 申請期限

令和6年4月30日まで

(5) 提出先

いずれかまでご持参又はご郵送によりご提出をお願いいたします。

①袖ヶ浦市役所農林振興課（〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1）

7階建て中庁舎5階

②農業センター ※ご持参のみ

③平川行政センター ※ご持参のみ

④長浦行政センター ※ご持参のみ

(6) 特記事項

①支援金の給付決定に係る審査に必要な範囲において、市が住民登録（法人の所在）に係る調査及び市税の納付に係る調査を行わせていただきます。

②ご家族のうち本人、子どもなど各々に農業収入がある場合は、それぞれが申請者となりますので、支援金の申請要件をご確認の上、申請ください。

③支援金の給付は1回のみとなります。

④給付の決定を受けた後、申請要件に該当しない事実や不正等が認められた場合は、給付の決定を取り消し、既に支援金を給付しているときは、支援金の返還を命じます。

⑤支援金の申請の証拠となる帳簿及び関係書類（以下「帳簿類」という）は、令和11年3月31日まで保存してください。また、帳簿類の閲覧又は提供を求めることがあります。

2. お問い合わせ先

袖ヶ浦市役所 農林振興課 農政班

電話（62）3426